

新旧対照表

| 改 正   |   |                                 |            |     | 現 行   |       |   |                                 |            |     |    |
|---|---|---------------------------------|------------|-----|---|-------|---|---------------------------------|------------|-----|----|
| 広島県強度行動障害支援者養成研修事業実施要領様式の一部を次のように改正する。  |   |                                 |            |     |   |       |   |                                 |            |     |    |
| 様式第2号の2(1)  |   |                                 |            |     | 様式第2号の2(1)  |       |   |                                 |            |     |    |
| 研修カリキュラム  |   |                                 |            |     | 研修カリキュラム  |       |   |                                 |            |     |    |
| 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）   |   |                                 |            |     | 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）   |       |   |                                 |            |     |    |
| 科目名   |   |                                 | 必須<br>履行時間 | 時間数 | 備考  | 科目名   |   |                                 | 必須<br>履行時間 | 時間数 | 備考 |
| 講義  | 1 | 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義          | <u>1.5</u> |     |   | 講義    | 1 | 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義          | <u>2.5</u> |     |    |
|   | 2 | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 | <u>5</u>   |     |   |       | 2 | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 | <u>3.5</u> |     |    |
| 計   |   |                                 | <u>6.5</u> |     |   | 計     |   |                                 | <u>6</u>   |     |    |
| 演習  | 1 | 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習           | 1          |     |   | 演習    | 1 | 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習           | 1          |     |    |
|   | 2 | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習  | <u>3</u>   |     |   |       | 2 | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習  | <u>2.5</u> |     |    |
|   | 3 | 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習           | <u>1.5</u> |     |   |       | 3 | 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習           | <u>2.5</u> |     |    |
| 計   |   |                                 | <u>5.5</u> |     |   | 計     |   |                                 | <u>6</u>   |     |    |
| 合計時間数   |   |                                 | 12         |     |   | 合計時間数 |   |                                 | 12         |     |    |
| ※ 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。<br>定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。 |   |                                 |            |     | ※ 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。<br>定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。 |       |   |                                 |            |     |    |

研修カリキュラム

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

| 科目名    |   | 必須<br>履行時間              | 時間数        | 備考 |
|--------|---|-------------------------|------------|----|
| 講<br>義 | 1 | 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義 | <u>3</u>   |    |
|        | 2 | 強度行動障害と生活の組立てに関する講義     | <u>0.5</u> |    |
| 計      |   | <u>3.5</u>              |            |    |
| 演<br>習 | 1 | 障害特性の理解とアセスメントに関する演習    | <u>3</u>   |    |
|        | 2 | 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習  | <u>3</u>   |    |
|        | 3 | 記録に基づく支援の評価に関する演習       | <u>1.5</u> |    |
|        | 4 | 危機対応と虐待防止に関する演習         | 1          |    |
| 計      |   | <u>8.5</u>              |            |    |
| 合計時間数  |   | 12                      |            |    |

※ 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。  
定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 30 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正前の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業実施要領（以下「旧要領」という。）様式第 2 号の 2 (1) 又は様式第 2 号の 2 (2) に定める内容は、この要領による改正後の広島県強度行動障害支援者養成研修等事業実施要領（以下「新要領」という。）様式第 2 号の 2 (1) 又は様式第 2 号の 2 (2) に定める内容にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までの間は、その効力を有する。

3 この要領の施行の際に、現に旧要領第 4 条第 1 項に基づき指定を受けている事業者は、なお施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、新要領様式第 2 号の 2 (1) 又は様式第 2 号の 2 (2) に定める内容に代えて、旧要領様式第 2 号の 2 (1) 又は様式第 2 号の 2 (2) に定める内容により、当該事業

研修カリキュラム

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

| 科目名    |   | 必須<br>履行時間              | 時間数        | 備考 |
|--------|---|-------------------------|------------|----|
| 講<br>義 | 1 | 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義 | <u>2</u>   |    |
|        | 2 | 強度行動障害と生活の組立てに関する講義     | <u>2</u>   |    |
| 計      |   | <u>4</u>                |            |    |
| 演<br>習 | 1 | 障害特性の理解とアセスメントに関する演習    | <u>2.5</u> |    |
|        | 2 | 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習  | <u>3.5</u> |    |
|        | 3 | 記録に基づく支援の評価に関する演習       | <u>1.</u>  |    |
|        | 4 | 危機対応と虐待防止に関する演習         | 1          |    |
| 計      |   | <u>8</u>                |            |    |
| 合計時間数  |   | 12                      |            |    |

※ 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。  
定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 30 年 3 月 6 日から施行する。

を行うことができる。

4 施行日から令和3年3月31日までの間に、第2項の規定によりなおその効力を有することとされた旧要領様式第2号の2(1)又は様式第2号の2(2)に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行ったものから旧要領第5, 1による修了証書の交付を受けた者は、新要領様式第2号の2(1)又は様式第2号の2(2)に定める内容の研修課程を修了し、修了証書の交付を受けた者とみなす。